

經濟論叢

第七十八卷 第一號

- 農林業課税の問題……………神戸正雄(1)
- マックス・ウェーバーが考えていた經濟理論……………出口勇藏(12)
- 社會政策學の理論的性恪……………岸本英太郎(29)
- 時系列回歸分析における方程式誤差と變數誤差……………阿部統(55)
- 山陽自由黨の組織過程……………内藤正中(70)
- ジェントリの社會的經濟的性恪……………武暢夫(96)
- アメリカにおける特別償却本質論……………高寺貞男(116)
- ソヴェト社會史の時代區分について……………富岡裕(134)
-

[昭和三十一年七月]

京都大學經濟學會

社會政策學の理論的性格

岸 本 英 太 郎

一、社會政策學の對象

わが國において社會政策の社會科學的究明が開始されてからすでに四分の一世紀を經過したが、^{*}社會政策理論の前提たる社會政策學の對象が何であるかについて、昨今重大な混亂が見うけられる。對象が異ればその對象の分析の上に構成される理論が異つてくるのは誠に當然のことである。

* 社會政策の社會科學的究明の最初の努力は、大河内一男教授の「概念構成を通じて見たる社會政策の變遷」(「經濟學論集」第一卷第九號、第二卷第一號、昭和六年十二月、昭和七年一月、「社會政策の經濟理論」所收)

かつて社會政策は、國家の法的強制による資本の負擔を伴う勞働條件の維持改善策であると考へられていたといえよう。^{*}社會政策概念の擴張は、勞働力の大規模な創出や勞働力の強制的な配置・轉換を伴つた戦時勞働政策に直面して遂行された。即ち、勞働力の創出政策や配置・轉換政策を社會政策であるとし、當然の歸結として、イギリスにおけるマニユファクチュア時代の勞働者法令(最高賃金と最低勞働時間の法的強制)も社會政策であると理解されるにいたつたのである。^{*}工場法をもつて社會政策の端初とした從來の理解は放棄されて、社會政策は勞働政策

と等置されるにいたつたのである。社會政策が社會改良の一形態であるとした従来の傳統的な考は暗黙のうちに放棄されたのである。國家による勞働力「保全」策と考えられた社會政策は、「勞働力政策」とされるにいたつたのである。

* 日華事變勃發前の大河内教授は、社會政策を勞働力政策としてではなく、勞働力の保全・培養政策として理解されており、その意味で社會政策學の對象を「勞働條件の維持・改善策」とされていたといふことができるのである。昭和八年十一月の「經濟學論集」に掲載された教授の「勞働保護立法の理論に就て」は、社會政策が勞働者政策ではなく勞働力保全・培養政策であることを詳細に論じた後、次のような一文をもつて結びとされている。『問題の困難な點は寧ろ、かく價値の序列が顛倒し、人格の物格化が商品の人格化に從屬するにも拘はらず、尙商品化された「勞働力」が保全せられ、その人間的擔當者たる勤勞者自身が保護せられ、その社會的存在が容認せられねばならぬのは何故かと言ふ點の解明なのである』(大河内教授「社會政策の基本問題」三・九頁、傍點岸本)と。

戰時中の論文「社會政策に於ける生産と分配」(社會政策時報「昭和十三年十一月號、「社會政策の基本問題」所收)においてもまだ社會政策は「勞働條件の維持改善策」とされていた。

『營利的産業にとつての「勞働力」保全策は、「勞働力」の保全それ自身が目的ではないと言ふを俟たないが、斯様な營利活動の順當な繼續はまたこの「勞働力」の保全を無視しては繼續し得ないと言ふ點に問題が潜んでいるのである。ところで勞働力保全策として考えられた社會政策は、謂はば一つの抽象であり、經濟社會の循環維持の條件に社會政策を伴わらしめて其處から社會政策の最も抽象的な可能性を引き出したに外ならない。……勞働力保全策としての社會政策(選例、勞働者「保護」と言ふ形態で現われるところのもの)は、謂わば資本の蓄積のための一つの經濟的條件に過ぎないのであり、かかる抽象的規定としてまた「勞働力」の保全は、資本制經濟のあらゆる發展段階を貫き、歴史的に端初的であると共に、また論理的に基底的位置を占めるものである』(社會政策の基本問題「七四頁、傍點岸本」)

昭和十二年五月十二日「經濟學論集」に三回にわたつて掲載された「社會政策の形而上學」(社會政策の基本問題)所收)において、社會政策を基本的には勞働條件の維持改善策・勞働力保全策とする立場は刷れてはいなかつたといえよう。

『……社會政策の經濟的必然性は「勞働力」の繼續的再生産に對する合理的配慮として、勞働者保護・嚴密には「勞働力」保全として現われる』(『社會政策の基本問題』九八頁)

次のごとき諸學者の社會政策概念も、社會政策を勞働條件の維持改善策として理解していたことをよく示している。——
「社會政策とは、個別的な資本が勞働力を犠牲にして遂行する利潤率低下阻止の諸手段を、利潤率維持にとつて合目的な限度に抑制せんとし、勞働力の保全を行うところの總資本の方策施設である」(風早八十二著「勞働の理論と政策」昭和三十年十月刊、九〇頁)

「社會政策とは現今の資本家的生産關係を支持しつつ、それが分配過程において特に生起するところのあらゆる弊害をば、國家の權力によつて可及的に除去せんとするさまざまの方策施設の謂である」(森耕二郎著「社會政策理論」、弘文堂版、昭和十年八月刊、六八頁。日本評論社増訂版、昭和二十六年一月刊、四八頁)

「勞働力の保全政策が、單なる勞働力の保全政策乃至は育成策から發展して階級闘争緩和乃至産業平和策としての性格を帯びるに至つて、はじめてそれは眞實の社會政策となるのである」(近藤文二著「社會政策概説」一〇頁)

* * 大河内教授「社會政策の形而上學」は、社會政策を勞働力保全策とし、「最低勞働時間と最高勞働賃銀の強制規定を含む勞働者政策(いわゆる勞働法、令のこと……岸本)は、最高勞働時間と最低勞働賃銀の規定を含む嚴密な意味での近代社會政策の前提とならねばならなかつたのである」(『社會政策の基本問題』一二七頁)と述べながら、同時に『本來の資本制經濟の發展に先立つ資本の原始的蓄積は、同時にこれと結合さるべき一定量の「勞働力」の原始的蓄積をも當然に豫定する。かくして「勞働力」を保全するのではなく、却つて始めて之を近代化的商品化された生産手段として大量的に新たな産業のために獲得するところの諸方策(「勞働者法令」もこれの一翼をなした……岸本)も又社會政策として考えられ得るのである。……産業社會にとつての勞働力の保全が社會政策と稱され得るならば、かく産業と結合せらるべき勞働力を、獨立の生産要素として創り上げ、近世的貨幣勞働者層をひとつの獨立せる社會層として出現せしめる最初の歴史的行為も又社會政策と稱され得る當然の權利をもつてである』(同上、一二五、一二六頁)として、勞働者法令による陶冶訓練過程を含む勞働力の本源的蓄積を社會政策と稱されるにいたつたのである。これは「社會政策と生産力」(『社會政策の基本問題』所收)においてはつぎりと前面に押し出され、以後殆んどすべての著作と論文において強調されるにいたつたのである。とはいえ、昭和十八年九月號の

「經濟學論集」掲載論文「アダムスミスと貨幣」は、本源の蓄積期の勞働政策と工場法以後の社會政策との區別を認め、後者をもつて社會政策とされており、兩者をともに社會政策と見ることの困難を暗喩のうちに示されているのである。

*** 大河内教授は「無用な誤解を避けようと思ふなら、われわれは社會政策という言葉の代りに勞働政策という一層明確で具體的な名稱を選んだ方がよいのである」(「社會政策」總論一一頁)と明言されている。

*** 勞働力の本源の蓄積や勞働力の配置・轉換政策をも社會政策であるとするにいたれば、勞働力の保全策を社會政策とした從來の立場は當然放棄されねばならないであろう。勞働力の本源の蓄積はリータハウスや懲治院を伴う「勞働者法令」が「殘虐立法」と稱されたごとく、勞働力保全とはおよそ正反對であり、又戦時の勞働力の配置・轉換政策は一種の強制勞働であり、勞働力保全の性格を殆んどもたなかつたからである。かくて必然的に、社會政策は勞働力政策と規定せざるを得なくなつたのである。これは、社會政策學の對象を擴大することによつて餘儀なくされた社會政策概念の變更であつた。

マニユファクチュア時代の勞働力の創出政策・勞働者法令を社會政策とみなす大河内教授の所説を最初に批判し、工場法をもつて社會政策の端初として理解しなればならないことを力説したのは服部英太郎教授であつた。筆者も服部教授の所説を積極的に支持し、これを理論的に展開した。服部教授の批判的論點は次のごとくであつた。

『本稿の筆者(服部教授のこと…岸本)は初期資本主義時代の勞働政策を「勞働力に對する資本の露わな意圖」の端的な表現と見る點においては、著者(大河内教授のこと…岸本)と見解を同じくするものであり、その故につねに社會政策の先行形態としてのその歴史的意義を強調してやまないものであるが、しかしながらそれとともに初期資本主義時代の勞働政策と本格的な近代の社會政策との間に存する大きな歴史的斷層を指摘せざるを得ない。……初期資本主義勞働政策は、本格的マニユファクチュア生産形態さえもなおかつ免れなかつた現實的生産過程内における資本の勞働者に對する支配の不完全、その機構的制約に基くものであり、機械制大工業の出現によつてかかる制約は一舉に取除かれ、現實的生産過程においても、資本は初めて勞働者を機構的に完全に支配することが出来るようになった。ここに新たに展開されるに至つたものは、いわゆる「原生的勞働關係」の支配的状態で、この大きな歴史的斷層を経てやがて「原生的勞働關係」に對する勞働力擔當者の反抗——「資本論」にいわゆる「標準勞働日をめぐる抗争」によつて、即ち新たに社會的必然性が加わるることによつて成立するに至つたものこそは、社會政策の端初

「基礎的形態としてのイギリス工場法・労働保護法にほかならぬ」(服部英太郎教授「社会政策の生産力説への一批判」(一)「經濟評論」昭和二十四年三月號八、九頁)

服部教授のこの重大な批判は殆んど正當な評價をうけず、その當然の結果として、多くの誤れる議論を生み出したのであつた。^{*}服部教授はその論旨を「賃銀政策論の史的展開」(昭和二十三年十月刊、昭和三十年十二月再刊)第一編において更に一層詳細に展開せられた。資本・賃労働の本源の蓄積、資本・賃労働關係の創出と資本そのものの蓄積、資本制的蓄積とは、歴史的にも論理的にも異つており、資本制生産の法則、自然法則との關連において社会政策を理解することが社会政策の社会科学の把握であるとすれば、資本制生産の法則が自己貫徹をはじめめる産業革命以後の機械制大産業時代の工場法に社会政策の端初を見出すことは正しい態度であるといふことができるのである。

そしてこれが從來の傳統的な社会政策の理解の仕方であり、工場法を労働者法令と同一視しなければならぬ必要はいささかも存在しないのである。剩餘價値に對する無制限な渴望をもつ資本が、マニファクチュア時代には最低労働時間と最高賃金を強制する労働者法令を國家に制定せしめながら、何故に機械制大工業時代には労働者法令の内容とは正反對の労働時間の制限・短縮、標準労働日、工場法と最低賃金制などの所謂労働保護法の制定を、その意に反して餘儀なからしめられるのか、その意味を探り、労働保護の資本制的論理(労働力保全の資本制的形態の理論的分析)を明らかにすることは極めて重要であり、それこそ社会政策理論の課題に外ならないのである。大河内教授自身の言葉をもつて表現すれば、「價値の序列が顛倒し、人格の物格化が商品の人格化に從屬するにも拘わらず、尙商品化された労働力が保全せられ、その人間の擔當者たる勤勞者自身が保護せられ、その社会的存在が容認せられねばならぬのは何故かと言う點の解明」(前出)が社会政策理論の課題なのである。

* 産業革命によつて機械が労働手段となり、ここにはじめて労働者階級は資本家階級に機械的に従属するにいたつたのである。

この段階にいたつてはじめて、資本の運動の論理が労働者状態悪化の論理となつたのであり、これ以前のマニユアクチュア時代にはそうではなかつた。經濟の論理自體によつては、資本の剩餘労働に對する渴望は満たし得なかつたから、労働者法令によつて労働條件の強制的引下げを強行せざるを得なかつたのである。産業革命以前と以後のこの重大な歴史的斷層を正しく理解し得なかつたことから、工場法や團結禁止法理解についての決定的な誤謬を生み出したのである。その典型は氏原正治郎氏「社會政策の社會理論のために」(『經濟評論』昭和二十四年十二月號)内藤則邦氏「英國團結禁止法の社會政策的意義について」(『一七九九年、一八〇〇年法の一研究』)、「立教經濟學研究」昭和二十七年十二月號)であつた。これらの論文の批判については、拙著「社會政策論の根本問題」後篇第六章附論Ⅰの(1)及び拙著「窮乏化法則と社會政策」七五頁参照。

社會政策の社會科學的究明を目指したわが國の主要な社會政策學者が、社會政策學の對象を國家の法的強制による所謂労働條件の維持改善策としていたことは、以上の論述によつてはほ明らかとなつたであらう。社會政策を労働力政策＝労働政策と理解される大河内教授も又、かつてこの立場に立たれていたのである。社會政策學の對象を労働力保全政策から労働力政策に擴張することは、大河内教授の詳細な理論的説明にもかかわらず、何等説得的でなく、却つてその理論的弱點を露わに示すものであつた。さればこそ、大河内教授は、「無用な誤解を避けよう」と思うなら、われわれは社會政策という言葉の代りに労働政策という一層明確で具體的な名稱を選んだ方がよいのである」(前出)と述べられざるを得なかつたのである。大河内教授の所謂社會政策は、労働政策に外ならないのであり、學者が通常社會政策とよぶものとは違ふのである。

筆者は主要な社會政策學者と同様、社會政策學の對象を労働政策としてではなく、所謂労働條件の維持改善政策として理解して來、それが正しい社會政策の理解の仕方であると考へている(拙著「社會政策論」三一七頁参照)。

社會政策について混亂した理解が種々示されている現状にあつては、社會政策を論ずる者は、何よりも先ず、そ

の對象を明確に規定することが必要である。對象が異れば、この對象の分析の上に構成される理論も當然異つてくる。「社會政策についての混亂をさけ、この學問の重要な領域における正しい認識や研究をおしすすめようとするなら、社會政策というものが本來何を對象とする政策であり、何人が行う政策であるか、その目的は何處におかれており、その結果は何と何であるか、等について、研究者が先ず可及的に共通の地盤に立つていなければいけないのであり、それがこの學問領域においては、實は最初の仕事なのである」(大河内教授著「社會政策原理」九頁)。このことの重要性を指摘された大河内教授御自身が、實は研究者の共通の地盤であつた社會政策∥勞働力保全政策という理解から、勞働力政策∥勞働政策に飛躍されて、社會政策についての混亂をもち來した當の人であつたということとは、看過されてはならないであらう。

* 社會政策についての混亂した理解の最近の典型は、社會政策の主體として國家のみならず經營をも含めるという立場である。その論旨は次のごとくである。――

「一般に社會政策の主體は國家であると考えられている。しかしこの一般の見解とは違つて筆者は社會政策の主體の中心が國家であることを認めるけれども、社會政策の主體は、必ずしも國家に限られているとは考えない。經營もまた社會政策の主體でありうると考える。なんとすれば、このことについては次のことを指摘することができるからである。きわめて現實的に具體的に、經營の諸事態、それは資本主義の發展の中では主として經營者の立場、經營者の意圖を中心と動かされてきたものといつていいのであるが、じつはこの經營の状態そのものが主體を國家にする社會政策の展開を具體的には基礎づけてもいる。たとえば八時間勞働制という問題を考えても、あるいはまた最低賃金制度の實施という具體的な社會政策の展開を考えてみるも、いずれにしてもこのような社會政策が具體的に國家の社會政策として、いわば上からの社會政策として展開されるためには、すでにこれを受け入れる地盤が一般の產業界に存在していなくてはならない。たしかに國の社會政策の展開が產業界における勞資關係諸事態を引き上げていくことは事實であるが、しかしその引き上げるといふのはごく一部分の事態であつて、す

でに大半の事態は國家の上からの社會政策を受け入れて、それほど影響を受けないというような状態にある。そしてこのような状態で初めて國の社會政策が有効に展開される。したがつてその限りにおいては國の社會政策は經營社會政策に對して決して異質的なものではないし、またそれほど革新的なものではあり得ない。このような現實的な觀點からいうと、國の社會政策と經營を主體とする經營政策とのあいだには、現實的にはきわめて密接な關係があるといわなければならない。さらにこのことは先に述べた社會政策展開の歴史的理解からいつても、當然のことである。……」（藤林敬三編「勞働」二三二―二三頁）

社會政策がすでに一部經營内に現實化している勞働條件を足がかりとし、その上に成立・展開する場合の多いことは周知されているが、そして又經營内の勞働條件の改善が、勞働組合の闘争の成果であつて、經營者はこれによつて經營内の産業平和を維持しようとするものであり、單なる恩惠的なものでなくなつて來つたことも事實であり、したがつて「國の社會政策と經營を主體とする經營政策とのあいだには、現實的にきわめて密接な關係がある」ことは異論のないところであるが、しかも尙兩者の決定的な差異を忘れてはならないであろう。論者のいうごとく例え社會政策の實施前ですでに大部分の經營において社會政策の規定する内容が現實化していたとするも、これを社會政策として實施することに資本家階級が頑強に反對して來た歴史的事實を想起しただけでも、兩者を同一視することの誤謬は極めて明らかであるといえよう。經營政策として譲歩した勞働條件の改善も、これが社會政策によつて法的に強制されることを資本家階級は肯んじないのである。勞働者階級の抵抗を、國家の法的規制による勞働條件の改善という形をとらねば抑制し得ないことが見透されなければ、社會政策は決して成立しない。勞働者階級自身も經營政策による福利施設や團體協約による勞働條件の改善だけでは、その地位を確實に守ることが出來ないことを經驗的によく知っているが故に、これを國家の法律で明文化即ち社會政策立法化しようとするのである。經營政策は經營者或はそのある集團と勞働者或はそのある集團との間の問題であるが、社會政策の場合は、階級對階級の問題であり、資本家階級の意思執行機關としての國家の願歩であり、それは「政治」の性格を帯びてくるものである。經營政策と社會政策がどのように類似してこようと、そこには本質的な相違が存するのである。勞働條件の改善という經濟的内容の同一性に幻惑され、社會政策が階級關係の調整策であるという政治的本質をその一契機としてもつていることを看過するもののみが、かかる暴論を敢てするのである（拙著「窮乏化法則と社會政策」五三頁参照）。この論者が、「經營社會政策を正しく認めうる理論が從來一般に欠缺していることにも從來の社會政策理論の一面性が明らかに批判されるであろう。……勞働問題の解決

と社會政策の理論については、すでにきわめて多くの理論が内外の學者によつて展開されてきてきているけれども、そのほとんどすべてのものが、問題の一面を強くとらえ過ぎて、ついに社會政策の本質にも若干觸れながら、的をはずした理論に落ちていくといつてしまふ（前掲者二三四頁）と述べているのは、それこそ的是をはずした理論で、いかに經營政策ならぬ社會政策の意義を理解していないかを露わに示すものにすぎないのである。この論者の「社會政策」の項には、諸學者の社會政策論を間違つて把握している個所が多いが、この論者の理論的欠陥を示すものといえよう。

社會政策理解のもう一つ混亂した事例は、スピーナムランド法を社會政策とし、救貧法と社會政策を同一視する理解である。三好宏一「英國救貧法に關する一考察、——スピーナムランド法の社會政策的意義について——」（北海道大學、「經濟學研究」4）が即ちそれである。

社會政策學の對象を國家の法的強制による勞働條件の維持改善政策に限定する立場は、傳統的にも理論的にも極めて正當であるといわねばならないのである。社會政策を勞働力政策——勞働政策であるとか經營政策をも社會政策であるとか理解する論者は、その理論的根據を示した上で、その独自の對象の上に構成する自己の社會政策本質論を示す義務があると云わねばならないのである。

ところで社會政策學の對象が國家の法的強制による勞働條件の維持改善策であるとすれば、われわれはこれを社會科學的に究明することによつて、社會政策が何であるか（本質論）を嚴密に規定することからはじめねばならないであろう。社會政策の本質を規定しないで社會政策論を展開する論者がいかに多いことか。社會政策理解についての混亂が、ここに胚胎していることを忘れてはならないのである。

筆者が社會政策の本質理解について思を潜めつつあつたまさにその時、服部英太郎教授は、長文の論稿（「社會政策の生産力説への一批判」經濟評論、昭和二十四年二月〜四月）によつて大河内一男教授の社會政策論を批判された。筆者

はこの論争に投ずることによつて、年來の課題にしてその解決を迫られつゝあつた社會政策の本質を解明しようとしたのである。服部教授の一文によつて投ぜられた波紋は、やがて數年にわたる社會政策論争に發展した。筆者はこの論争の中で、ひたすら自己の課題——社會政策の本質の追求——に沈潜した。

* 論争の提起者服部英太郎教授は『われわれの提起した「社會政策の生産力説への一批判」を契機として、われわれ自らの全く豫期しなかつた廣さと深さにおいて展開されて行つた戦後の「社會政策論争」は、やがて社會政策の本質把握の問題のみをめぐる「社會政策方法論争」に矮小化されてしまつた。』、『貨銀政策論の史的展開』増補版あとがき(三三九頁)と述べ、社會政策の本質把握について完全にその無理解を露呈した一部學者の無責任な言葉の尻馬にのつて、カッコつきではあるが、論争の「不生産的」性格、「不毛性」を云々されている(服部英太郎教授「社會政策理論と『窮乏化法則』」、「經濟研究」第七卷第二號)。服部教授自身が、この論争を實際には「不毛性」とも「不生産的」とも考えられていないことは、この論争の成果の上に、その社會政策の本質を規定されていることによつても明らかなである。このことはやがて明らかに示すであらう。本質把握を明確にしないで社會政策を廣く論ずることは本來不可能であらう。誤つた本質論があやまつた社會政策觀を生み出すことは、服部教授が大河内教授を批判しなければならなかつたことの中によく示されており、服部教授がこのことを自覺されていないとは考えられない。服部教授の大河内教授批判は正しかつたにもかかわらず、大河内教授や氏原助教授に反批判されて、理論的に説得的な再批判が出来なかつたのは、服部教授の社會政策本質論が理論的に明確を缺いていたからであつたといつても過言ではあるまい。社會政策論史上の名著「ドイツ社會政策論史」は、極めて正しい議論が展開されながら、これを展開せしめる基礎的理論——本質論の明確な把握を缺いていたことは、われわれに、教授自身の社會政策本質論の展開を強く期待せしめたのである。社會政策本質論争に教授が参加されなかつたことを、筆者は今も尙一つの不思議に思つてゐるのである。社會政策本質論にまず社會政策論のすべてをしらねばならなかつたのが、服部教授の一文が草された時期の不可避的段階であつたといえよう。廣汎な社會政策論の展開は、正しい本質論を基礎にしてのみはじめてなしうることである。社會政策論争が本質論争になつて行つたことは、矮小化でもなければ、間違つてもいなかつたのである。風早八十二氏が、すぐれた「日本社會政策史」や「勞働の理論と政策」の著者でありながら、戦時中所謂「第三の道」を説かれた誤りは、風早八十二氏の理論が本質

的に大河内教授の本質論と同一であつたという事實に基づいていたことを看過してはならないのである。社會政策の本質論は、社會政策論のアルファにしてオメガである。「獨逸社會政策思想史」、「日本社會政策史」、「ドイツ社會政策論史」、「貸銀政策論の史的展開」等の數々の古典的力作をもちながら、社會政策とは何か、ということの本質論の不明確さや明白な誤謬が存し、それが不問に附されていたということは、輕々に見のがし得ないことである。

二、社會政策學の理論的性格

——社會政策論争の意味したもの——

工場法成立における労働者階級の闘争の必然的意義を無視された大河内教授の社會政策理論は、敗戦後の日本資本主義の危機に直面して、労働組合の本源的機能ともいふべき分配闘争を否定し、資本への協力を積極的に説くという事態にいたつて（労働組合の分配政策的任務から生産政策的任務への轉換強調）、その理論的弱點はいわば頂點にたつたのである。かくて社會政策を労働力政策＝資本のための生産政策＝經濟政策とされる大河内教授社會政策理論は、更めてその本格的な検討を迫られるにいたつたといふことができるのである。この課題は、社會政策の本質の正しい把握によつてのみ果し得るものであつた。

さて大河内教授社會政策論の戦後形態に對し最初の本格的批判を行つたものが、服部英太郎教授の「社會政策の生産力説への一批判」（經濟評論）昭和二十四年、二、三、四月號）であつた。服部教授は工場法成立における労働者階級の闘争の必然的意義を力説し、労働組合の分配闘争を否定する労働組合論が、賃金固定化の諸政策を支持し、ファシズム國家獨占資本主義體制を準備するものであることを、ドイツ社會民主主義社會政策論史の豊富な造詣を駆使しつつ強調し、大河内教授社會政策理論のもつ客觀的な階級的役割を鋭く批判された。そして大河内教授の

社會政策論を、「社會政策の經濟機構的把握・生産的視點」とされ、自らのそれを「社會政策の社會—經濟機構的把握・階級的視點」として對置されたのである。

服部教授のこの批判は全面的に正しく、且つ大河内教授の社會政策論を「生産力説」として特徴付けられたことは、誠に鋭い確な表現であつたといふことができるのである。「日本の幼弱な民主主義國家を會つてのワイマール國家、暮あい國家、中間國家の悲劇的運命から守りぬかん！」（服部英太郎教授著「ドイツ社會政策論史」上、はしがき一二頁）との意圖を秘められた「社會政策の生産力説への一批判」は、廣く深い共感をよびおこしたが、大河内教授社會政策理論の論理構造そのものの理論的批判を缺いていたことは、その説得力を弱め、この論文のもつ劃期的意義を看過せしめ、これに對する二、三の無意味な批判を生み出したのである*。

* これについては拙著「社會政策論の根本問題」後篇第六章及び附論I參照。

服部教授のこの論文や「ドイツ社會政策論史」の雄渾にして且つ正しい論議の前提となり且つこれを支えている社會政策本質論とは、いつたいいかなるものであろうか。「社會政策の社會—經濟機構的把握・階級的視點」に立つ「社會政策の生産力説への一批判」は、いかなる社會政策本質論の具體化なのであろうか。筆者の社會政策本質論は、いわば服部教授の社會政策論を理論的に基礎づけようとするものであつたと言つても過言ではないのである。科學が、具體から抽象（本質）へ、抽象から具體への過程を繰り返し、深めることによつて成立可能だとすれば、科學としての社會政策論も、その具體的展開のためには、自己の社會政策諸現象の分析を通して到達した社會政策本質論（抽象）の自己展開（具體化）としてのみ可能であり、本質論を不問にして（或は暗に前提して）、現實の具體的な社會政策や社會政策論史を取扱うことは、嚴密な學問的態度ではない。かくて服部教授の論文を契機に展

開されはじめた社會政策論争が、本質論争に焦點をしばつたことは、誠に正しい態度であり、教授の提起された問題の「矮小化」どころか、教授の提起された問題を更にこえて、社會政策を廣く深く把握する不可缺の前提であつたと言ふことができるのである。社會政策本質論への無理解者が、ファツシズム化が社會政策立法の形骸化を通して着々進みつつある現實の國家權力及びその發動形態の分析から逃避して、勞働經濟學や賃金・勞働組合問題の中に躡躑しつつあるのも誠に故なしとしないのである。

さて社會政策が所謂「國家の法的強制による勞働條件の維持改善策」であるとすれば、勞働條件の維持・改善とは一體いかなることなのか、社會政策はどのような過程から生れるのか、國家は何故法的強制によつて勞働條件を維持・改善するのか、などを明らかにすることが社會政策の本質論の課題となるであらう。傳統的な世上の用語で表現すれば、社會問題としての勞働問題の意義を明らかにし、これに對する國家の一つの社會改良策——「勞働條件の維持・改善」による「勞資協調」——「産業平和」策の意義を經濟理論的ならびに政治理論的に明らかにすることである。

勞働條件の維持・改善の意味を明らかにするためには、何よりもまず勞働條件の變動を規制する資本制生産の法則を究明しなければならぬであらう。社會政策の大河内理論はここで脆いて所謂「生産力説」的誤謬に陥つたのである。即ち、個別資本は勞働力を濫奪するが、これは必然的に勞働力を磨滅せしめ、もしこれを放任すれば、やがて資本制生産は勞働力經濟において限界に達し、崩壊せざるを得ない。資本制生産の順當な擴大再生産をはかするためには、これを阻止するものがなければならぬ。これが即ち「總資本」である。總資本による勞働力の順當を保全によつてはじめて、これが可能となる。従つて勞働者階級の抵抗があらうとなかろうと、勞働力保全という

社會政策は經濟的に必然化される、というのが大河内理論の一骨子である。もし、社會政策による勞働力保全が行われなければ資本制生産が崩壊する必然性があれば、大河内理論は正しい。だがそんなことはあり得ない。産業革命以後の資本制生産は、産業豫備軍を生みだし、勞働條件を悪化せしめ、勞働力の磨滅を自らの生み出した産業豫備軍によつて補充しつつ運動する。これが社會的總資本の運動の論理であり、資本制生産の論理に外ならないのである。大河内理論は、この資本制生産の論理(生産關係)を無視しているという意味でまさに「生産力説」なのである。服部教授はこのことを衝かなかつたのであり、その意味で十分な説得力をもち得なかつたのである。

勞働條件を規制する資本制生産の論理の法則は「資本制的蓄積の一般的法則」として知られているものであり、これを勞働條件との關連において見れば勞働者階級の「窮乏化法則」であり、これに基因する階級對立・階級對抗の階級闘争發展の法則に外ならないのである。資本制生産の運動は勞働者階級を窮乏化し、階級對立の階級闘争を發展せしめつつ展開する。この階級對立・階級闘争の發展は彈壓のみによつては抑制できない。従つて當然の結果として資本制生産の自己目的である剩餘價値の生産は攪亂・動搖する。これは剩餘價値の生産に立脚するブルジョア支配體制の動搖にまで發展する必然性をもつ。産業平和は確保され、ブルジョア支配體制は安定的に維持されねばならない。ここに法的強制による勞働條件の改善という社會政策的讓歩が行われねばならない必然性がある。従つて社會政策は「總資本」の「勞働力政策」ではなく、「國家」の「勞働者政策」なのである。大河内教授の所謂「勞働力を確實にその手に把握する」ためには、資本家階級が國家の手を通して勞働者階級の抵抗に讓歩しなければならぬのである。この意味において社會政策は範疇的には政治的範疇であつて經濟的範疇ではない。「最も抽

象的に考へるならば、資本こそ支配的存在であるから、社會政策は總資本の政策として把握せられる」（隅谷三喜男「賃労働の理論について」、『經濟學論集』第二十三卷第一號）ものでは決してないのである。このような理解は、「労働條件が餘りに劣悪であると總資本の必要とする労働力が得られないという點に社會政策の成立の根據を見」（隅谷三喜男「社會政策研究のために」、『經濟評論』昭和二十六年四月號七九頁）たり、「われわれは社會政策によつて確保されるものが資本制生産に不可欠な労働力の再生産であるという基本的な現實を見誤つてはならない」（同上、八〇頁）とする誤謬に對應するものといえよう。これは本質的に大河内理論と同一である（このことは隅谷「賃労働の理論について」、「經濟學論集」第二三卷第一號、六六—六七頁によく示されている）。これは「賃労働の理論」をもたないことを雄辯に物語るものである。

ところで、社會政策論争を通じて、筆者は、社會政策論の基礎を資本蓄積論の中にすえて、所謂「窮乏化法則」とこれに基因する社會的對抗との關連において社會政策の本質論と形態論を導き出したが、服部教授はこの論争とその成果をどのように理解されたか。これを正確に把握されたわが國唯一の學者たる教授自身の文章に即して、これを見よう。

「……論争の最初の段階においては、生産力説の最も精力的な方法論的批判の成果である社會政策理論さえも、社會政策によつて資本主義經濟の内在的合則性、その自然律、商品労働力の價值法則ははじめて貫徹される。商品労働力の價值貫徹、これによる労働力の標準的障取の確保を缺けば、労働力は萎縮され、資本制生産の順當な循環の繼續も確保されがたいとし、階級闘争はなお社會政策の實現契機としてとどまるものとされていた（岸本英太郎著「社會政策論序説」）。論争の進展とともにこの理論も、はじめて資本制生産の敵對的な運動法則（資本制的蓄積の一般法則—労働者階級の窮乏化法則）への新たな反省に基づき、階級對立、階級闘争の發展（資本制的階級闘争發展の論理）から、社會政策の必然性を導き出し、窮乏化法則との關連のもとに社會

政策の本質を把握しようとするに至り、極めて當然にも労働力の標準的搾取の確保という觀念的フィクションはその本質規定から排除された。このようにして上述の理論は、社會政策の本質を新たに資本の労働力に對する濫奪(労働力の價值收奪)の抑制緩和であるとして規定するに至つたが(岸本英太郎著「社會政策論」、同「社會政策論の根本問題」前掲特に第二、第三章)、他面、社會政策と階級闘争との不可分の内的必然的關連を認めながら、なお久しく社會政策は階級闘争の必然的産物であつても階級闘争は社會政策の本質ではないとしていた。しかし論争の一層の進展過程において、遂に社會政策の本質と必然性を、社會政策の本質における二つの契機として統一的に把握すべきことを説くに至り、特に社會政策は、現實の階級對立、階級闘争の中から現實の國家の一經濟的護歩策として必然化されるものであるから、階級闘争ならびに國家權力の具體的な分析が不可缺のものなると同調されているのは、生産力説に對決を迫る社會政策論争の一歸結として見のがしがたいところである(岸本英太郎「社會政策定義考」、「經濟論叢」第七十一卷第六號)。(服部英太郎教授「社會政策」、東洋經濟新報社、「經濟學辭典」I三二四—五頁)

* 尙、服部英太郎教授「社會政策理論と『窮乏化法則』」、「經濟研究」第七卷第二號、九二—三頁参照。

社會政策論争を右のごとく筆者の理論の推移を通じて整理された服部英太郎教授は、しからば社會政策の本質をどのように理解されたか。前掲「經濟學辭典」掲載の「社會政策」は、服部教授をはじめて社會政策の意義——本質を述べられたものとして注目に値する。教授はそこで次の如く社會政策の本質を規定されている。——

「資本制生産の自然律として價值法則はそれみずからのうちにすでに社會的對抗を内在的に含んでおり、さらに機械制大工業の成立による資本の労働支配の完成以後、資本制的蓄積の一般法則、労働者階級の窮乏化法則、産業豫備軍の不斷の創出増大の過程は、労働力の價值以下への壓下を不可避にし、これに對する労働者階級の下からの抗争を必然させる。この抗争は階級闘争として、經濟闘争からこれを含む政治闘争に發展せずにはおかない。これによつて資本制生産の全組織機構の存續發展はついに危険ならしめられるに至る。ここにおいて資本の利益の執行機關としての國家は、資本による労働力の濫奪、労働力の價值以下への壓下に對してその緩和・抑制策を行つて産業平和、勞資協調を企てねばならなくなる。資本制的蓄積の一般法則によつて規定される労働力の價值以下への壓下に對する國家によつてなされる労働力收奪の緩和抑制策こそは社會政策の内容であり、これ

を必然化させるのは階級闘争であつて、社會政策の本質規定はこの點に見いだされるべきである。」(同上書三二〇—二頁)

右の社會政策本質規定は、筆者のそれと完全に同一である。試みに筆者の本質規定を掲げて見よう。――

「誠に社會政策は階級闘争の必然的産物であり、國家の躰歩による資本家の勞働力價値の收奪に對する抑制緩和策である。換言すれば社會政策とは、資本家階級の勞働者階級に對する階級支配の維持・安定のために(社會政策の本質における政治的契機)國家の行つ資本家による勞働力の價値收奪に對する抑制緩和策(社會政策の本質における經濟的契機)である」(拙著「社會政策論の根本問題」増補版四七二頁)

「社會政策は、勞資の階級關係の安定を避けて(階級闘争の抑制緩和によつて、といいかえてもよい)産業平和を確保・維持するために(社會政策の本質における政治的契機)、國家の法的強制によつて行われる資本による勞働力の價値收奪に對する抑制緩和策(社會政策の本質における經濟的契機)である」(拙著「窮乏化法則と社會政策」五五頁)

服部英太郎教授の社會政策本質論が、社會政策論争を通じて到達した筆者の社會政策本質論と完全に一致していることは、ここにはつきり確認して置く必要がある。服部教授の社會政策論の殆んどすべての正しさを確認し、これによつて強く鼓舞された筆者は、服部教授の社會政策論を支える社會政策の本質觀は何であるかに思を潜め、その究明に全力をあげたのである。この努力の到達點たる筆者の社會政策本質論が教授によつて確認されたことは、服部教授のこれまでの數々の社會政策論が、この本質觀に立つて展開されたものであることを自ら明らかにされたものと言ふことができるのである。筆者も、筆者の社會政策本質論によつて、服部教授社會政策論の殆んどすべてを論理づけ且つ展開することができることをここに確言する。

社會政策本質論が、論争を通じて、資本制蓄積の一般的法則＝勞働者階級の窮乏化法則とこれに基因する勞資の階級對立・階級闘争の發展との關連において展開されるにいたつたことは、「勞働問題の中で社會政策が學」ばれ、

資本の運動法則—賃労働の運動法則—賃労働の經濟・政治理論との關連において社會政策が把握されたことを意味している。このことを、日本の社會政策學者の多くは、殆んど正當に評價してはいないといつても過言ではあるまい。その典型が隅谷三喜男及氏原正治郎兩教授である。隅谷教授はいう。

「この論争(社會政策論争のこと；岸本)は労働問題の社會科學的研究においては、ほとんど何もをもつけ加えなかつた。論争が社會政策論の本質規定について展開され、社會政策學の内容たる賃労働自體の問題とされなかつたからである。本質規定が内容規定でない限り、それは概念のせんさくに止る。……賃労働の問題を政策學から經濟學の分野へ移し、《賃労働の理論》を正面から追求することによつて、始めて問題を正しく捉えうるのではないかと思ふ」(隅谷三喜男「賃労働の理論について」、『經濟學論集』第二十三卷第一號二三頁)

これが社會政策の專攻學者の文章である。これは社會政策論争についても社會政策についても完全な無知をさらした以外の何物でもない。あいた口がふさがらない、とは正にこのことであろう。社會政策論争が、資本制社會において労働者階級が必然的に窮乏化し、これに基因して労働運動が發展するということを社會科學的に明らかにしたということは、即ち労働問題を社會科學的に明らかにしたということである。労働問題の最も重要にして最も基本的な部分は、資本制社會において労働者階級は何故に又如何に貧困化するか、又何故に労働運動が労働組合運動や社會主義運動の形態で發展するか、ということを社會科學的に明らかにすることだからである。このことを明らかにしてはじめて、社會政策の社會科學的な本質究明は可能となつたのである。これは又「賃労働の理論」を明らかにしたということを示しているのである。「賃労働の理論」の基本問題は、労働者階級窮乏化の理論に外ならなからである。そして隅谷君の所謂「賃労働の理論」には、賃労働の理論の本質的部分たる窮乏化の理論—資本制蓄積の理論が完全に排除しているのである。これは労働問題の社會科學的究明とは凡そ無縁な、「アメリカ型」勞

「勸經濟學」の構想に顛落」（服部英太郎教授著「貨幣政策論の史的展開」増補版あとがき三三九頁）したことを意味しているということができよう。本質論争は、社會政策學の内容たる賃労働自體の問題を最も重要な基本的問題としてとりあげ、それを明らかにすることによつて、はじめて社會政策の正しい本質に到達することができたのであつて、内容のない「概念のせんさく」などには一秒間たりとも時間をかけてはいないのである。二十年にわたるわが國社會政策論争が、内容規定ではない概念のせんさくに止つたという暴言は、單なる無知ということではすまされないものがある。いかに隅谷君が社會政策や社會政策論争を理解していないかは、次の筆者の社會政策論の隅谷君による要約によく示されているといえよう。――

「戦後大河内理論をめぐつて、華々しい論争が展開せられた。それは戦前風早八十二氏によつて（『日本社會政策史』）指摘せられた點の發展に外ならないのであるが、大河内理論は社會政策の經濟理論を主張するに急であつて、その政治理論を忘れていた。換言すれば、社會政策の經濟的必然を強調するの餘り、労働階級の闘争の意義を無視しているという批判である。それは服部教授によつて指摘せられ、岸本英太郎助教によつて整備せられた。岸本理論によれば社會政策の經濟理論はその存在の根源であり、政治理論は實現の根源であり、兩者合して社會政策の必然性を形成する（岸本「社會政策論の根本問題」）（隅谷「社會政策研究のために」、『經濟評論』昭和二十六年四月號、七七頁）

これは社會政策論争を理解してないばかりでなく、筆者の社會政策論とも完全に無縁である。隅谷君は右引用と同じ文章の中で

「……社會政策に關する種々の見解は、今日の日本にも雜然と存在するが、その中であつてそれらと區別せられる科學的な社會政策の見解は、種々の曲解や迫害を乗り越えて正しく發展して來たのであり、日本の社會科學の分野の中でも最も發展した分野の一つとなつてゐるのである。」（同上、七六頁）

と述べているが、これから三年半後の「賃労働の理論について」においては、すでに引用したごとく、これとは

完全に逆の評價をしているのである。前の論文でも社會科學的な社會政策論について殆んど何物をも理解していないが、その後の三年半の間に、あやしげな非科學的「賃労働の理論」の構想によつて、論争のすべての成果を否定しさるといふ暴舉を敢てしたのである。「この論争は労働問題の社會科學的研究において一歩前進をとげたが、隅谷君はその成果のほとんど何物をも理解しなかつたのである。」

次に氏原正治郎君の考に移ろう。社會政策及びそれを對象とする學問體系について一貫した曲解を續けているのが氏原君である。氏原君の社會政策論争についての極端な無理解については筆者も服部教授もすでに指摘したが（拙著「社會政策論の根本問題」後篇第六章の附論Iおよび服部教授著「賃銀政策論の史的展開」増補版あとがき三二六―三七頁、三三九頁）、今日依然として舊態のままである。労働問題の優れた研究家である氏原君が、労働問題の一分野としての社會政策學についての頑固なまでの曲解をとくためにも一言の要がある。氏原君はまず社會政策學に興味を失つた理由を次のように述べている。――

「私が社會政策學に興味を失つた理由は非常に單純である。私は研究生活のはじめから、労働時間と労働賃金の問題に多大の興味を寄せた。そしてその實證的な勉強をしてきた。私が、この勉強をする上で、社會政策學の教科書からは、ほとんど學ぶところがなかつた。立場は種々であれ、もつぱら、國家の政策を論じたこれらの書物は、労働条件が勞資の間でどのように決定されるか、労働者の状態はどうであるかに關心が集中していた私には、實際問題として、理論的にも方法的にも役に立たなかつたから、縁遠くなつたというわけである。……私の關心は、國家の政策が労働条件や労働者状態にどのような仕方でも影響を與えるかという點にあつたから、まずなによりも國家の政策に興味を寄せる社會政策學者の發想方法には、どうしても馴染めなかつたのである。私はその後社會政策學にある種の反感さえもつようになつた」（氏原正治郎「社會政策から労働問題へ」、弘文堂經濟全集集第二號）

氏原君がここで社會政策について根本的に誤つた理解をしていることを指摘したい。社會政策學は國家の政策に

興味をよせるのではなく、氏原君が關心の對象たる「國家の政策が労働條件や労働者状態にどのような仕方て影響を與えるかという點」と、これが階級關係—政治關係にいかなる效果を與えるかを究明するのである。少くとも戰後の社會政策論争はこのことをはつきりと明示している。社會政策論が資本蓄積論の中にすえられ、所謂「窮乏化法則」とこれに基因する社會的對抗—階級鬭争との關連において、社會政策の本質論と形態論が導き出されたからである（拙著「社會政策論の根本問題—前篇第一章及び「窮乏化法則と社會政策」第一部参照）。社會政策論の基礎は、實に労働問題の基本たる窮乏化法則の理論的歴史的究明に外ならないが、氏原君や隅谷君がこのことを理解していないことは致命的缺陷であり、ここにあらゆる曲解や無理解が由來していることを知るべきである。氏原君や隅谷君の批判者服部教授は、このことを明白に把握されている。——

「……資本主義の全般的危機の新たな段階における社會政策論の基底的な課題、労働者階級の絶對的・相對的窮乏化法則の把握・解明のためには、先ず社會政策の生産力説批判という迂路を経なければならなかつた。社會政策の生産力説を充分に克服せずには、『窮乏化法則』を基礎とした社會政策理論の成立を期待することはできなかつたのである。……資本制的蓄積の絶對的・一般的法則が「窮乏化法則」にほかならぬことを明確に把握し、資本制生産の自然法則としての『窮乏化法則』によつて、社會政策理論を確立するに至つたのは、『社會政策論の根本問題』の前篇『資本制生産の自然法則と社會政策』であつた」（服部教授「社會政策理論と『窮乏化法則』」、「經濟研究」第七卷第二號、九二頁）

このように考えれば、氏原君の社會政策學に對する興味喪失は、社會政策學に對する無知の表白以外の何物でもない。社會政策を社會科學的に究明しようとした多くの學者は、資本制社會における労働者階級の貧困に、資本主義の矛盾を發見し、これを究明すると同時に、社會政策がどの程度労働者階級の貧困を緩和しうるかを、強いヒューマニズムの心情に支えられつつ、科學的に究明しようとしたのである。その關心が、根本的には、資本制社會に

おける労働の自己疎外とそれからの解放にこそあつたことは疑いなくである。社會政策學の關心は、正に「國家の政策が労働條件や労働者状態にどのような仕方て影響を與えるかという點」にあつたことは一點の疑問もないのである。

社會政策についての氏原君のこのような思い違いの曲解は、社會政策論争を理解せしめなかつたばかりか、この論争から、次のような結論を引き出させたのである。――

「私は、この過程の中で、積極的にかくつかの事を學んだ。その一つは、まつたくあたりまえのことであるが、労働問題の經濟學的研究は、經濟學の原理論の部分的應用理論にすぎないのであつて、社會政策學というような科學の體系が存在するかどうか疑問だということである。もちろん、労働問題の經濟理論は、その法律や政治學によつて補足されなければならないのである。その二つは、日本の労働問題研究の別の傳統にたいする反省である。そしてその一つは、エンゲルスの「イギリスの労働者状態」とならび稱せられる『日本の下層社會』の著者である横山源之助から高野岩三郎先生につながる社會調査の傳統であり、いま一つは、労働の實驗的研究の傳統をきづいてきた労働科學者の成果である。私は、自分の存在にあまりにこだわりすぎた。しかし、この感概をもつのは特殊研究者である私だけであらうか。もしも、いまは忘れ去られようとしているいわゆる「社會政策論争」に、なんらかの積極的意義があつたとしたら、それは、社會政策學から労働問題研究をとき放つたことであると、私は考えている」(氏原氏前掲稿)

經濟學や政治學の原理論の部分的應用理論以外に「社會政策學というような科學の體系が存在する」などと考えている學者は、高田保馬氏を除いてはまずどこにもあるまい。そんな分りきつた、誰も問題にもしないことを、問題であるかの如く考えるのが、そもそもおかしいことである。社會政策學は經濟學や政治學の部分的應用理論であつて、それ以外の何物でもない。しかし社會政策という政策體系は、原理論のままの形で理解できるわけではない。社會政策という現象を統一的・體系的に把握するための經濟學・政治學の部分的應用理論が、社會政策學という形

て存在する所以である。このことは財政學や經濟政策學その他についても同様に云えることである。

次に勞働問題研究の、勞働者狀態や勞働科學や勞働運動究明の傳統は、これを反省し、整理し、發展せしめなければならぬし、その研究もどしどし進歩しており、勞働問題を社會政策の枠に閉ぢこめてはならないことは、誠に當然のことである。しかしこのことは、何も、「社會政策論争」が、勞働問題研究を社會政策學からとき放つたことを意味しない。社會政策論争は、社會政策が、賃勞働の理論―勞働問題解明の經濟・政治理論の上に立脚してはじめて正しく理解できるということを明示したのである。いろいろの形態をとつて必然化する勞働者狀態の悪化に對し、社會政策はどのような「改善」をなすか、それはどのような意味をもつか、勞働者階級にとつて社會政策は何故に必要なのか、社會政策は資本制的階級社會においてどの様な機能を果すか、といった問題は、勞働條件や勞働者階級の狀態に関心をもつ者にとつて、最も重大な問題である筈である。社會政策論争は、このことを、少くともはつきりさせたのである。勞働問題をとき放つたのではなく、勞働問題の重要な一部門が社會政策であり、それを究明する社會政策學が、勞働者階級の運命に強い關心をもつ者にとつて、いかに必要であるかをさし示したのである。論争は忘れ去られようとしているわけではない。論争の成果の上に立つて、まさに勞働問題や社會政策が現實に即して正しく展開されようとしてつづつあるのが現状である。氏原君は、忘れようにもはじめからんで理解していないのだから、忘れようもなからう。ただはつきり云えることは、論争を正しく理解しなければ、氏原君や隅谷君のごとき誤れる理論を何時までも再生産するということである。すぐれた經濟學者である氏原君や隅谷君が、この社會政策の問題になると、凡そナンセンスな、經濟學以前の誤りをやつて平然としているのは了解に苦しむ一事である。

さて、われわれは、社會政策論争を通じて、社會政策の本質が社會科學的に究明されて來、それが多くの學者によつていかに理解されていないか、ただ僅かに服部英太郎教授のみが正當に評價されたことを論じたが、その服部教授が、最近異様な發言をされたのである。――

『……自己のひとたび到達した社會政策の本質規定から外れるものは、ことごとく社會政策ではないとして一蹴して顧みない執拗な理論的狹隘性は、この信條（社會政策は民主主義の一環をなし、これを切下げ、形骸化することは、民主主義を否定し、ファシズムへと通じるものであり、従つて社會政策立法を維持・確保することは、ファシズム防遏の道に通ずるといふこと。……岸本）に忠實なゆえんであるうか。「勞働問題を社會政策的視角から究明する社會政策學の重要性」は現在において特に大きくなつてゐる（岸本英太郎著「窮乏化法則と社會政策」五七頁）ことは、われわれもまた痛感する。しかし岸本教授の社會政策本質把握が、「社會政策論争」を通じて見られたものに限定されているかぎり、「社會政策學から意識的に離れようとする社會政策學者が現われはじめてゐる」（岸本・前掲書、五七頁）のも避け難い歸結といわねばならないであらう』（服部英太郎「社會政策理論と「窮乏化法則」」、『經濟研究』、第七卷第二號九四―九五頁）

服部教授はすぐれた社會政策學者として、從來多くの論文や著書で、その社會政策論を展開されたが、不思議なことに、社會政策の本質規定については、これに觸れることを執拗に避けられてきた。戦後社會政策論争の提起者でありながら、烈しい本質論争に全然参加されなかつたのである。これは誠に不可解な現象であつたといわれねばならないのである。だが本質論を前提しない社會政策論はあり得ない。服部教授はいかなる本質論に基づいてその社會政策論を展開されたか。われわれは幸いにして東洋經濟新報社版「經濟學辭典」Ⅱに掲載された「社會政策」（三一〇―一九頁）によつてそれをうかがうことができたのである。それはすでに明らかにしたように、筆者の社會政

策本質論と完全に同一であつた。用語に至るまで一致していたのである。そうすれば、當然のことながら、この本質に外れるものは、ことごとく社會政策ではない筈である。社會政策の本質に外れるものも、社會政策であるといふのは矛盾である。服部教授が筆者に完全に同意された以上、その本質規定に外れるものはすべて社會政策でないことに同意された筈である。それとも服部教授は時と場合によつて本質規定を變えられるのであろうか。かつて筆者を、『戦後の「社會政策論争」の全過程を通じて社會政策の本質の理論的把握について、最も嚴密な規定を求め、自らもこれがためにいくたびも學問的苦闘を重ねられた岸本英太郎教授』（「食銀政策論の史的展開」増補版あとがき三三八頁）とされた服部教授は、その同じ筆者の規定を、いまや「理論的狹隘性」と批評された。しかもその根據は全然示されないのである。服部教授は、本質規定を變えられたのなら、それを明確にする義務がある。筆者には筆者の本質規定を變えねばならない理由は、一つもないのである。社會政策學の對象を嚴密に規定しないことから起る混亂の一つといえよう。社會政策學から意識的に離れる學者の批判については、隅谷、氏原兩君の批評ではつきり明示した。筆者の社會政策本質規定のために、社會政策學から意識的に離れる學者が出るのが避け難い歸結なのでなく、社會政策の本質規定を理解しない無知のための結果であるといえるのである。筆者がさきに、服部教授を、社會政策について完全に無理解ぶりを露呈した無責任な一部學者の尻馬にのるもの、と批判した所以はここにある。服部教授は、社會政策論を含めた労働組合論や社會主義政黨論の課題を、社會政策理論の現時的課題とされるようだが（前掲論文・九八頁）、それこそ「社會政策を通して労働問題をみてゆく傳統」にとられたかつての天皇制下の國立大學の講座制の枠に踞する態度というべきであらう。労働運動の中に社會政策論を基礎づけねばならないと考える筆者は、窮乏化法則のあらゆる角度からの分析を通して、これと抵抗し、これから解放を求める理論の中

に、社會政策の意義と限界を究明する社會政策論を位置づけてゆかねばならないと考えるのである。「社會政策の課題は『窮乏化法則』の抑制緩和であり、したがつて、理論的にも法則實現の諸要因の分析を、かかるものとしては取上げない」(服部教授、前掲論文九八頁)などとは考えないし、これを分析することが、社會政策論の基底的課題だと考えているのである。窮乏化法則の理論的現實的究明は、社會政策論にかぎらず、あらゆる労働問題の社會科學的分析のアルファたりオメガたる位置を占めるものなのである。社會政策論を科學たらしめたもの、それこそこの窮乏化法則との関連のもとに社會政策をとりあげたということであつたことは、いまあらためてはつきり確認する必要がある。